

中期・長期留学にかかる
履修と単位修得についての手引き

第5版

令和5年6月

令和4年度以降入学者用

長崎大学 多文化社会学部

はじめに	3
1. 留学の時期と履修	3
2. 留学先で修得した単位の認定方式	4
3. 単位認定における単位数の算出方法と成績評価	6
4. 留学先における卒業研究の履修	9
5. 単位認定に必要な書類	9
6. 単位認定申請のスケジュール	9
7. 中期・長期留学に係る手続き及び必要書類	10
問い合わせ先	10

はじめに

この手引きにおける「留学」とは、長崎大学多文化社会学部が実施・認定する「中期・長期留学」のことをいいます。学生便覧の説明のとおり、「中期・長期留学」は、大学間の学術交流協定に基づく交換留学として実施されるものであり、学生は長崎大学に学費を納入し、在学したまま留学することが条件となります。よって、他の形態の留学（例：短期留学、私費留学等）については、この手引きの範囲外となりますので、注意してください。また、オランダ特別コース所属学生のライデン大学への留学については、単位認定の方式等、異なる部分がありますので、詳細については、多文化社会学部学務係に確認してください。

なお、学生便覧または学部による掲示物等と、この手引きに相違がある場合には、学生便覧または掲示物等が優先されますが、不明な点があれば多文化社会学部学務係に問い合わせてください。

また、新たな規定の策定等に伴い、この手引きは改定されます。常に最新版の手引きを参照するようにしてください。旧版の手引きを参照したことによって生じた問題等については、対応しかねます。

1. 留学の時期と履修

多文化社会学部の中期・長期留学の最たる目標は、語学力の修得ではなく、専門性の深化を追求することにあります。そのため、中期・長期留学は、3年次以降の実施を基本モデルとして制度設計されています。しかし、修得単位数や英語要件を満たしていれば、2年次後期から留学することも可能です。

ただし、多文化社会学部の必修科目及び選択必修科目には、1年次から4年次までの標準履修年次が定められています。加えて、入門講義科目・基礎講義科目・専門講義科目等から成るカリキュラムの関係上、標準履修年次に単位を修得しておかなければ、結果として、適当な時期に修得すべき単位を修得することができず、卒業を延期せざるを得ない可能性も生じます。よって、留学を行う時期と、単位（特に必修科目・選択必修科目の単位）を修得する時期の整合性を、事前に入念に検討し、計画を立てておくことが肝要です。検討しておくべき点の一例として、以下が挙げられます。

【2年次後期から留学する場合】

- ・教養教育科目の履修と単位修得は適切にできているか？
- ・基礎講義科目の履修と単位修得は適切にできるか？

※「基礎演習Ⅱ」の単位は、中期・長期留学による専門科目の単位認定を通じて修得する。

【3年次から留学する場合】

- ・専門講義科目の履修と単位修得は適切にできるか？
- ・卒業論文作成に向けた準備について、定期的に指導教員と議論する必要がある。

※「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の単位は、中期・長期留学による専門科目の単位認定を通じて修得す

る。

【4年次から留学する場合】

・「卒業研究」の履修、及び卒業論文の作成準備と執筆時期について、定期的に指導教員と議論する必要がある。

2. 留学先で修得した単位の認定方式

単位認定の方式としては、留学先で修得した科目の単位を長崎大学で開講している科目の単位に読み替える「振替認定」を行います。振替認定には、専門科目の修得単位を振り替えるパターンと語学科目の修得単位を振り替えるパターンで扱いが異なりますので、以下をよく読み、仕組みを理解してください。

振替認定の対象となる留学先での受講科目について、人文社会系の学問であれば、科目内容は問いません。気候変動や公衆衛生といった科目を受講し、理系の内容が授業の大部分を占めていた場合であっても、授業の中で一部人文社会系の要素が含まれていれば、振替認定の対象となります。例えば理学部で植物生理学を履修していた場合でも、同時に生物多様性と人間社会とのかかわりを学ぶ授業であれば振替認定の対象です。ただし、ダンスやスポーツといった実技科目は対象にはなりません。ダンスの実技を学んだうえでダンスの歴史を座学で学ぶ科目であれば振替対象となります。留学先での受講科目が振替認定の対象となるのかどうか不明の場合は、事前に問い合わせてください。

長崎大学の学則上、振替認定の対象となる単位数の合計は、教養教育科目及び専門教育科目を合わせて60単位となっています。この上限には、短期留学などで振り替えた単位も含まれますので、仮に多くの科目の振り替えを希望する場合は、上限に留意してください。

<留学先で修得した単位のうち、専門科目に相当する科目の単位>

上述の通り、中期・長期留学は、専門性を深化させることが目標です。学術的な専門性を学び深化する目的で開講される、専門科目に相当する科目の単位を修得した場合、原則として、多文化社会学部の基礎講義科目、専門講義科目及び自由選択科目における「海外留学認定科目」として一括振替を行います。

教育職員免許状(高校一種・英語)の取得や日本語教員基礎資格の取得を目指している等、特別な事情がある場合には、希望する個別科目への振替を認めます。しかし、この場合には、「海外留学認定科目」と異なり、科目内容の整合性が必要です。例えば、「対照言語学(日英)」「コーパス言語学」等との振替を希望するのであれば、留学先で言語学に関する科目で単位修得を行う必要がありますし、「教育社会学基礎」「異文化理解教育」等との振替を希望するのであれば、留学先で教育学・教育社会学に関する科目で単位修得を行う必要があります。留学先で政治学や経済学の科目でしか単位修得していない場合、これらの科目との振替は認められません。科目内容の整合性があるか否かは、単位振替申請の際に提出されたシラバス等を教務委員会で確認した上で、判断します。

ただし「自由科目」は振替の対象となりません。「自由科目」の中には、教育職員免許状取得に必須の科目である3年次開講の「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」といった科目が含まれます。3年次に中期・長期留学を行い、この2科目の履修ができなかった場合、4年次前期に教育実習を受講できず、4年卒業での免許状の取得ができないこととなりますので注意してください。そのほかにも「教育実習」「教職論」といった、教育職員免許状（高校一種・英語）の取得や日本語教員基礎資格の取得にむけて必要な自由科目も振替の対象となりません。

留学により、演習科目である「基礎演習Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」を多文化社会学部で履修できなかった場合、必ずこの専門科目に相当する科目の単位を使って、単位振替申請を行ってください。留学先において、専門性を学ぶ、深める科目で単位修得した専門科目であれば、内容を問わず、「基礎演習Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」への振替ができます。

<留学先で修得した単位のうち、語学科目に相当する科目の単位>

語学科目は、自分自身の語学スキル（ライティング、リーディング等）を高める目的で開講される科目であるため、学術的な専門性を学ぶ、深める専門科目とは差別化されるものです。語学科目は、中期・長期留学が中心に据えている科目ではありませんが、学生が留学先で語学科目を履修することを妨げることはありません。

留学先で修得した単位のうち、語学科目に相当する科目の単位は、多文化社会学部の「英語モジュール科目」「中国語モジュール科目」の単位としてのみ振替を行います。具体的には、英語に関する語学科目の単位を修得した場合、「Debate」や「英語のしくみと意味Ⅱ」の単位として振替ができます。同様に、中国語に関する語学科目の単位を修得した場合、「中国語プレゼンテーション」（令和4年度入学生のみ）、「中国語総合表現Ⅱ」（令和5年度入学生以降）の科目として振替ができます。但し、教養教育の英語語学科目や中国語語学科目への振り替えはできませんので、注意ください。

上で示した単位振替認定のパターンをまとめると、以下のようになります。

(1) 留学先で修得した専門科目の振替

• 学部の専門科目

原則として、「海外留学認定科目」として一括振替

ただし、個別科目への振替も可（科目内容に沿ったもののみ）

免許取得に必要な自由科目は振替の対象としない

• 学部の演習科目

「基礎演習Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」への振替

• 学部専門教育科目の語学科目

「Debate」「Academic Writing Ⅱ」等への振替（開講言語に沿ったもののみ）

(2) 留学先で修得した語学科目の振替

- 学部専門教育科目の語学科目

「Debate」「Academic Writing II」等への振替（開講言語に沿ったもののみ）

単位認定の例については、単位数の算出方法も含め、p.7—p.8で示していますので、そちらも参照してください。

留学先で修得した科目が専門科目相当か語学科目相当かを証明するために、留学終了後に根拠資料として、成績証明書に加えて、当該科目のシラバスのコピーを提出することが必須です。留学開始の時点から、シラバスの取得・保管を確実に行ってください。

3. 単位認定における単位数の算出方法と成績評価

ECTS の利用

単位数を算出する方法としては、原則、ヨーロッパ単位互換・累積制度（ECTS）を採用します。ECTS とは、1 年間の学修を最高 60 単位に換算し、在籍大学の単位へ読み替えることにより単位互換を促進する制度です。ECTS は、その名の通り、主にヨーロッパの大学で用いられていますが、ヨーロッパ以外の大学でも、ECTS に準拠した単位換算の基準を設けているところがあります。そのような基準がある場合、その大学で一定の単位を修得した場合、それが ECTS で何単位に相当するかを容易に算出することができます。長崎大学・多文化社会学部の協定校でも、多くが ECTS もしくは ECTS 準拠の単位換算基準を採用しています。

多文化社会学部の中期・長期留学では、ECTS もしくは ECTS 準拠の単位換算基準がある大学に留学を行った場合、「ECTS 1 単位＝長崎大学の 0.7 単位」として、単位数の算出及び認定を行います。例えば、留学先で ECTS 10 単位を修得した場合、「 10×0.7 」の計算式によって、長崎大学の 7 単位を修得したものとして認定を行います。仮に ECTS 5 単位を修得した場合、長崎大学の 3.5 単位となりますが、小数第 1 位については四捨五入を行い、4 単位として認定します。

留学先の大学が ECTS もしくは ECTS 準拠の単位換算基準を採用しているかどうかについては、別添「協定校 ECTS 換算法リスト」を確認してください。もし留学先の大学がこのリストに含まれていない場合、必ず留学開始前に多文化社会学部学務係に申し出てください。ECTS 準拠の単位換算基準が存在しないか、留学先大学に確認をとる等、留学期間中に行って欲しいことについて、学務係から指示を行います。最終的に ECTS 準拠の単位換算基準がないと判断される場合には、留学先で単位修得した科目の学習時間（原則、授業受講時間）を基にした単位数の算出及び認定を行います。この場合、「675 分の学習時間＝長崎大学の 1 単位」として、単位数の算出及び認定を行います。

海外留学認定科目での専門講義科目と基礎講義科目としての認定

海外留学認定科目（専門講義科目）と、海外留学認定科目（基礎講義科目）との間の振り分けは、最低修得単位数を鑑みて振り分けを行ってください。

例えば振り分け対象となる「海外留学認定科目」の単位が12単位分ある場合を想定します。卒業するための最低修得単位数が、基礎講義科目で6単位、専門講義科目で10単位不足している場合は、まず基礎講義科目の6単位を海外留学認定科目（基礎講義科目）として先に認定し、残った6単位を海外留学認定科目（専門講義科目）として認定申請しても構いません。又は、基礎講義科目を多文化社会学部での学修を通じて修得することを希望する場合は、2単位を海外留学認定科目（基礎講義科目）、10単位を海外留学認定科目（専門講義科目）として認定申請しても構いません。

別の例を考えてみます。振り分け対象となる「海外留学認定科目」の単位が18単位分ある場合を想定します。同時に、卒業するための最低修得単位数が、基礎講義科目で4単位、専門講義科目で6単位不足している場合は、全ての単位を「海外留学認定科目」として認定することができます。そのうえで残りの4単位分は、専門講義科目・基礎講義科目の最低修得単位数を超えた分として、自由選択科目の中の海外留学認定科目として充てることができます。

成績評価

一律に「認」として扱います。成績評価をどのように表すかについては、大学によって異なる方法が用いられており、長崎大学と同じ様に、AA、A、B、Cを合格として扱う成績評価基準が採用されているとは限りません。この理由から、多文化社会学部の中期・長期留学で長崎大学の単位として振替認定を行う際、成績の換算は行いません。成績欄には、単位の修得が認められたことを意味する「認」を付ける形とします。

単位振替認定の例 1

3年次前期に英語圏で半期間の留学を行い、以下のように、留学先において、英語で開講された3つの専門科目と1つの英語語学科目を履修し、合計でECTS 25単位が修得できたとします。

<専門科目> ECTS 22単位

English Linguistics: 5 ECTS

Education of Immigrants: 5 ECTS

European Economies: 7 ECTS

International Relations in EU: 5 ECTS

<英語語学科目> ECTS 3単位

Business English: 3 ECTS

4つの専門科目については、「 $ECTS\ 22 \times 0.7 = 15.4$ 」の計算式により、長崎大学の15単位（15.4の小数第1位を四捨五入）として単位振替できます。この15単位は、学部の専門科目・演習科目としても、学部専門教育科目の語学科目としても振替できます。「海外留学認定科目」と「専門演習Ⅰ」は、専門科目であれば、内容を問わず、振替できますので、以下のような振替認定ができます。

<学部の専門科目・演習科目> 13単位

海外留学認定科目（専門講義科目）：12単位

専門演習Ⅰ：1単位

＜学部専門教育科目の語学科目＞ 2単位

Academic WritingⅡ：1単位 Reading and DiscussionⅡ：1単位

その一方で、英語語学科目である「Business English」については、英語に関わる学部専門教育科目の語学科目としてのみ振替できます。「ECTS $3 \times 0.7 = 2.1$ 」の計算式により、長崎大学の2単位（2.1の小数第1位を四捨五入）相当ですので、以下のような振替ができます。

＜学部専門教育科目の語学科目＞ 2単位

Debate: 2単位

単位振替認定の例2

3年次前期に英語圏で半期間の留学を行い、以下のように、留学先において、英語で開講された3つの専門科目でECTS 25単位が修得できたとします。

＜専門科目＞ ECTS 25単位

English Linguistics: 5 ECTS Education of Immigrants: 5 ECTS

European Politics: 10 ECTS International Relations in EU: 5 ECTS

日本語教員基礎資格を取得しようとしている場合、以下のように、「海外留学認定科目」への一括振替に加えて、2つの個別科目への振替認定ができます。

＜学部の専門科目・演習科目＞ 16単位

コーパス言語学： 2単位

異文化理解教育： 2単位

海外留学認定科目（専門講義科目）： 9単位

海外留学認定科目（基礎講義科目）： 2単位

専門演習Ⅰ： 1単位

＜学部専門教育科目の語学科目＞ 2単位

Academic WritingⅡ： 1単位 Reading and DiscussionⅡ： 1単位

留学先で単位修得した「English Linguistics」と「Education of Immigrants」は、それぞれ、「コーパス言語学」と「異文化理解教育」で扱う内容を含んでいると考えられますので、内容上、「コーパス言語学」と「異文化理解教育」の振替が認められます。「European Politics」「International Relations in EU」と併せて、留学先で修得した専門科目の単位数は ECTS 25単位ですので、「ECTS $25 \times 0.7 = 17.5$ 」の計算式により、長崎大学の18単位（17.5の小数第1位を四捨五入）が認められます。「コーパス言語学」と「異文化理解教育」の振替には、それぞれ2単位、合計で4単位が必要ですので、それを差し引いた14単位を「海外留学認定科目」「演習科目」「英語語学科目」等で認めることとなります。

4. 留学中における卒業研究の履修

3年次後期から1年間の長期留学をする、4年次後期から半年間中期留学をする、といった場合は、卒業研究の履修期間と重複することになります。留学期間と卒業研究の履修期間との重なりは、半期であれば認めています。3年後期から1年間長期留学を行い4年間での卒業を希望する場合は、4年次前期に「卒業研究」を履修登録してください。4年後期に授業到達目標に達しており卒業研究が適切であると判断された場合は、卒業研究の単位が付与されます。同時に、留学期間中も含めて卒業研究に取り組むこと、指導教員と連絡を取り合って定期的に進捗を報告し、指導を受けることが、不可欠になります。その他、題目届の扱いや中間発表会等詳細については、学生便覧の中にある「卒業研究及び特別研究の履修に関する申し合わせ」を参照してください。留学中であっても、卒業論文提出の提出延期を認める、卒業論文等成果発表会での発表免除を認めるといった扱いはしません。

卒業研究を留学期間中に履修する場合は、履修登録は学務係で行います。履修登録を希望する場合は、学務係に履修登録期間中に申し出てください。

卒業研究の履修登録期間が、長期留学の全てに重なることは認めていません。質の高い卒業研究を執筆するための十分な指導を行うことが難しくなるためです。例えば4年前期から1年間長期留学を行って、4年間で卒業を希望することはできません。この場合は、最短期でも卒業は4年半での卒業（9月卒業）になります。

5. 単位認定に必要な書類

(1) 留学先における単位修得報告書・単位振替希望書

留学終了後に p.6-7「単位認定の例」相当の作業を自分自身で行う必要があります。

(2) 留学先から発行された成績証明書【原本】

通常、長崎大学に郵送されてきます。学務係に届いた場合は、連絡をします。

(3) 授業概要（シラバス）のコピー（英語ないしは日本語）

ウェブ上でログインしなければシラバスが閲覧できない大学もあるので、必ず留学中に印刷する、ないしは PDF ファイルを保存しておくこと。英語ないしは日本語の授業概要を入手できない場合は、原語のコピーに加えて、英語や日本語の翻訳を添付すること。

6. 単位認定申請のスケジュール

【申請期間】

- ・ 前期：8月10日まで
- ・ 後期：2月10日まで
- 休日の場合、その直前の平日を締切とします。
- 原則として、留学から帰国した時期からより近い申請期限に合わせて申請を行ってください。（ただし、帰国時期は留学先によって異なるので、申請時期の詳細については学務係に問い合わせること。）

- 単位認定の申請は 1 回しかできない上、一度認定を行うとその認定内容の取消はできません。また、単位認定内容が確定した段階で単位認定された科目の履修はできなくなります。申請内容は指導教員にも相談の上よく確認してください。

【単位認定審査の結果通知時期】

- ・ 前期の場合：9月末～11 月末を予定。
- ・ 後期の場合：3月末～5 月末を予定。
- 繁忙期のため、通知が遅れる場合があります。通知に遅れが生じると予想される場合は、その旨を連絡します。

7. 中期・長期留学に係る手続き及び必要書類

中期・長期留学に係る手続きや必要書類の様式(データ)については、以下に示す学部の留学ページにも掲載しているので参照してください。(パスワード：mid_long)

http://www.hss.nagasaki-u.ac.jp/student/midlong_youshiki.html

問い合わせ先

この手引きやその内容にかかる申請及び問い合わせは、多文化社会学部学務係の窓口にて対応します。

【単位認定申請についてよくある問い合わせ】

• 〆切日までに申請書類を提出できません。

→ 〆切日までの提出が難しいことが事前にわかっているのであれば、相談してください。

突発的な事態（弔事、事故、病気など）により〆切日までの提出が難しい場合は、状況に応じて対応します。

• 〆切日までに成績証明書が準備できません。

→ 〆切日までに成績証明書が準備できない場合は、代わりに成績確認画面のスクリーンショットなどを提出してください。のちに成績証明書が入手出来たら、改めて成績証明書を提出してください。

• 単位認定の方式で、「科目認定」は行わないのでしょうか。「自由科目」（※最低修得単位数には算入されない）と同等の扱いでもいいのか、成績書に記載をしたいです。

→ 「科目認定」は行いません。

• シラバスが用意できません。自分が留学した大学は既に単位認定実績のある大学なので、過去の単位認定申請で使用された資料で代替できませんか。

→ たとえ同じ講義であってもマイナーチェンジが施されている場合もありますので、授業内容などの確認をします。自分が留学していた当時の授業のシラバスを準備してください。シラバスに具体的な履修内容が書かれていない場合は、授業担当教員から配布された資料を援用してください。

• 教養教育科目としての単位認定はできるのでしょうか。

→ できません。

• 単位認定の結果はいつ頃通知されますか。

→ 2月10日〆切に合わせて申請をした場合は3月末～5月末、8月10日〆切に合わせて申請をした場合は9月末～11月末です。